

行政減量・効率化有識者会議（第8回）議事概要

1. 日時

平成18年4月7日（金）9：00～12：20

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、逢見直人、翁百合、榎谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員室長 ほか
〔法務省〕

寺田逸郎民事局長、後藤博民事局総務課長、余田武裕民事局総務課補佐官

〔国土交通省〕

宿利正史自動車交通局長、久米正一自動車交通局技術安全部長、花角英世自動車交通局技術安全部管理課長、梶原景博気象庁次長、羽鳥光彦気象庁総務部企画課長、長田太大臣官房総務課長

4. 主な議題

法務省からのヒアリング（登記・供託関係）

国土交通省からのヒアリング（自動車登録関係）

国土交通省からのヒアリング（気象庁関係）

配置転換、採用抑制等の枠組み（行革推進本部了承）について

5. 議事の経過

（1）法務省からのヒアリング（登記・供託関係）

資料1-1及び1-2に沿って、法務省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）法務省の回答のポイント

- ・ 登記事項証明書交付等の市場化テストで最大1,181人、登記所統廃合で最大57人、登記のオンライン申請率の向上により最大約350人（注）で合計最大約1,590人の削減が可能（このうち約760人は定員合理化計画の内数）。

注）オンライン申請率が50%になった場合の試算

- ・ 合計で約1,590人という大幅な定員削減の試算を提出したことは評価する。

- ・最大の問題は、試算のとおり削減が実施されるかどうかという点。市場化テストがうまくいけばとか、オンライン申請率が 50%に向上すれば削減可能との条件付きになっているが、計画を着実に進める具体的方策を明らかにして初めて計画と言える。
- ・証明書発行の乙号事務は、一部について既に民間委託を行っており、市場化テストの結果を待たずとも 1,181 人の削減は可能ではないか。
- ・統合される登記所の数（120 か所）よりもそれにより削減される定員数（57 人）が少ないのはおかしいのではないか。
- ・オンライン申請率向上の実現可能性について司法書士会は懐疑的と聞いている。50%達成のため具体的にどのような方策を考えているか明らかにすることが必要。
- ・登記申請の甲号事務は、昭和 40 年代以来今日まで職員 1 人当たりの登記事件数があまり変わらないが、業務の執行方法の見直しが行われていないことの表れではないか。特に、バブル期以降 1 人当たり事件数はむしろ減っており、効率が落ちている。抜本的な改革を行う余地は大きいと考えられる。業務フローを見直し、更なる合理化を行うべき。
- ・市町村では、固定資産実地調査の際、民間に出せる事務はできる限り民間委託する。市場化テスト法では市町村の窓口業務が民間委託の対象になっている。税務署では通知書の作成・発送などの業務を民間委託していると聞いている。登記についても、乙号事務だけでなく、甲号事務の「登記識別情報の作成・交付」や「各種通知書の作成・発送」など、更に民間委託できる部分があるのではないか。
- ・平成 22 年度までに登記所備付地図のコンピュータ化が終了すれば、それ以降更なる定員削減効果が見込まれる。今回の定員純減の検討に際しては、そうした先のことも視野に入れて削減数を積み上げるべき。
- ・登記官も公証人も、紛争の未然防止の役割を担う点では同じだが、前者は国家公務員で後者は非公務員。登記事務は国家公務員が担うべきというのであれば、公証人との違いを明確にすることが必要。
- ・供託は、書類手続が法務局等で、金銭の払込は日銀の歳入代理店でと分かれており、利用者には不便。ワンストップサービス化の取組を積極的に進めて効率化を図るべき。

以上のような意見交換を経て、法務省に対して、次のように伝えた。

- ・大幅な定員削減数を試算したことは評価するが、試算との条件が付されているので、削減を確実なものとするための具体的な方策を検討し、行政改革推進事務局に報告していただきたい。
- ・その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を決定することとしたい。

（２）国土交通省からのヒアリング（自動車登録関係）

資料 2 - 1 及び 2 - 2 に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 自動車の所有権を公証するものであり、また、国民の権利を直接に制限し義務を課

すものであるので、国という最も信頼のある主体が、公正中立な立場で、厳正に所有権の所在を審査する必要がある。

- ・ 一体的に業務処理を行っており、一部業務を切り出して、民間委託等を行うことはできない。
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、稼動間もないことから、業務の効率化について定量的に算定するのは困難。

- ・ チームで処理を行っているとのことだが、民間企業では、小集団活動やアメーバ組織などにより事務処理のシステム化、標準化を積極的に進め、従来、正社員が行ってきた業務を大幅にアウトソーシング化し成功している。
- ・ 自動車の安全確保は重要だが、それと自動車登録がどうつながるのか分からない。人員を安全安心の方にシフトすることが重要だと思うが、なぜこういう回答になるのか。どれだけシフトできるのか具体的に分からないか。
- ・ 既に特定独立行政法人になっている自動車検査独立行政法人と併せて、非公務員型の独立行政法人へ移行することを検討すべき。
- ・ 昨年の閣議決定でかなりの方向性を持って「独立行政法人化を検討」とされており、独法化の話がでると思っていたが、独法化の検討も定員純減の具体的検討も無くて驚いている。なぜ話が無いのか。独法化についても検討すべき。
- ・ 自動車登録業務は独立行政法人になじまないとの説明だが、どのようになじまないのか分からない。どうして国家公務員でなければならないのか理解できない。
- ・ 社会秩序維持のための情報の記録・管理、所有権の公証の性格を持つことは間違いないが、だからといって、公務員がやらねばならないという議論には全く結び付かない。
- ・ 閣議決定は、平成 20 年度に特別会計の統合を行った後、独立行政法人化の検討を行うということ。統合ができていないため、現段階では、独法化はできないと答えているということではよいか。
- ・ 特別会計の統合は、独法化の前提とはならない。登録業務は企画・立案ではなく実施業務であり、軽自動車については、先行して民間法人がやっている。民間に任せられるところ、独法化できるところについては、特別会計の統合や一般会計化とは関係なしに検討されてしかるべき。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・ 閣議決定との関係を含めて独法化の論点を整理して、行政改革推進事務局に報告していただきたい。併せて自動車登録業務における具体的な定員純減の目標数を至急提出していただきたい。
- ・ その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を決定することとしたい。

(3) 国土交通省からのヒアリング(気象庁関係)

資料3に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

(参考) 国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 防災気象情報は国民の生命・財産にかかわり、国の防災・危機管理対策として国自ら実施すべきであるなどとして、気象庁の業務を独立行政法人に実施させることは不適當
- ・ 民間には気象庁が活用可能なデータはないが、自治体等の観測データについては、気象庁が全国展開する基盤的な観測網を補完するものとして引き続き活用を推進
- ・ 機械化等により業務運営の効率化を進める。自動観測システムを計画的に整備するとともに、地方気象台等の防災体制を強化しつつ、引き続き測候所の無人化及び組織廃止を定員合理化計画の中で着実に実施

- ・ 具体的な削減可能数が示されていないが、今回の検討でどのように業務を見直したのかを説明してもらいたい。我々は定員合理化計画から一段踏み込んだ見直しを求めている。独法化や研究部門の見直しを行ってほしい。
- ・ 大学などの研究機関にも気象関係の研究者がいる。また、実用研究としての民間との連携がある。これまで国の研究機関は運営の自由度が上がるということで独法に移行している。独法化のメリットも念頭において、真剣に独法への移行を検討すべき。
- ・ 気象庁の業務は元々技術に基づく客観的なものである。また、地震・津波・火山の観測や情報の作成・提供という業務は実施業務であり独法でも実施可能。防災に国が責任を負うのは結構だが、それと観測や情報の収集・提供は別である。気象庁の業務のどの部分が企画立案であるのかよく分からないが、気象研究所などの研究部門や教育部門はそもそも独法に移行すべきはもちろんのこと、気象庁全体としても非公務員型独法化を検討すべき。
- ・ 気象庁はプロとして判断を行っているものであり、その持つ高い専門性と国家公務員の立場が繋がらない。
- ・ 気象庁で行っている研究は業務と一体であるとのことだが、行政機関が設置する研究機関は本来どれも業務目的の研究を行うため設置されている。また、国立大学とは区別されており、国立大学は国立大学法人に移行している。国の研究機関の大宗も既に独法に移行しており、自らの業務のための研究を実施しているということを独法化できない理由としては認められない。
- ・ 地震の情報については、地方自治体や他の機関の震度計の観測データを活用しているとのことであるが、そうであれば、観測データの収集は、国自らが行う「べき」というのはおかしい。また、豪雨などの情報についても気象庁が観測業務を独占することなく、地方自治体や民間など他の主体が収集した観測データの活用を積極的に検討すべき。
- ・ 機械化による測候所の無人化についての方針はあるが、具体的な計画となっていない。全ての測候所を無人化する計画を作成し、具体的な定員削減の数を示してほしい。これまでは測候所を年間5か所程度無人化しているとのことであるが、それでは46か所の測候所を全て無人化するのに9年間要することになる。是非前倒しをして、計画的に今後5年間で全て無人化すべき。
- ・ 気象庁は国民にとって身近で親しみやすい役所である。国民が親しみやすいと感じるのは、国家公務員が業務を実施しているからではなく、高い技術力を信頼しているからである。

国家公務員として国民の安全・安心に関わる業務を実施しているといっても警察などとは違う。気象庁の業務のうち災害対応関係業務だけを強調しているのも理解できない。観測機器の発達やデータの自動処理の著しい向上により、今後も民間に任せられる部分が増えるはずであり、観測・予測業務の一層の効率化を図るべき。

- ・市町村でも集中豪雨の際に警報等を発令するために雨量計を設置しており、これによりピンポイントで警報を出すことが可能となっている。市町村の雨量計で観測したデータを気象庁は使っていないようであるが、自らのデータのみが正しいとせず、市町村の観測データも積極的に活用すべき。
- ・日本は世界各国と比べて災害が多いこともあり、気象庁が収集したデータは重要であり、貴重でもある。これを全て無償で使わせるのではなく、独法に移行した上で、国の行政機関としての制約を離れて、提供の仕方を工夫する方がよいのではないか。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・気象庁の業務は実施業務が主であり、国家公務員でなければならない理由は説得的でない。独法化のメリットを念頭において、全体としても独法化を検討すべき。
- ・特に気象研究所などの研究部門は、非公務員型独法化することを積極的に検討すべき。
- ・地方自治体や民間など他の主体が収集した観測データの活用を積極的に検討すべき。
- ・観測機器の発達やデータの自動処理の著しい向上を踏まえ、観測・予測業務の一層の効率化を図るべき。また、46か所ある測候所を今後5年間で計画的にすべて無人化すべき。
- ・本日の指摘を踏まえ、至急定員純減の具体的な方策と目標数を検討し、行政改革推進事務局に報告していただきたい。
- ・その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を決定することとしたい。

(4) 配置転換、採用抑制等の枠組みについて

資料4に沿って、事務局から説明が行われた。その際、新規採用の3割抑制の考え方に係る質問があり、これに対し、当面の対応として、今後の試験日程なども踏まえ、大まかな想定ではあるが、相当程度の抑制があり得るというアナウンスを行ったものとの説明があった。

その後、各委員から次のような指摘があった。

- ・全体計画の策定と雇用調整本部の発足について、この会議にも報告してもらいたい。
- ・配転に当たっては、地域・年齢・職種などの要素を考えて行う必要があり、難しい面があると思うが、適切に進めてもらいたい。

(5) 閉会

次回会議は4月14日に開催し、残りの2月10日検討要請事項についてのヒアリング等を行うこととなった。

<文責：内閣官房行政改革推進事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>
今回ヒアリング分の各省回答資料は、行革事務局ホームページに掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai8/siryoku.html>